



## 特約条項

1. 売主は、納入予定日に納入すべく合理的な努力し、納入遅延によって生じた損害を負うものとする。
2. 本商品（サービス含む）の所有権及び本商品に係る危険負担は、納入時に買主へ移転する。
3. 買主は、本商品受取後、適切な時期に本商品を検査し、検査の結果、商品に関し品質不良・数量不足・梱包不良・その他瑕疵を発見したときは、売主に通知し、売主は直ちに自己の負担において代替品の納入・瑕疵の補修・不足量の補填・再梱包等の措置をとるものとする。
4. 本商品の所有権移転後1年間、本商品に隠れた瑕疵が発見された場合、売主は買主の請求により、その商品を無償で修理し、若しくは代替品を納入し又は金銭賠償するものとする。
5. 買主が転売した本商品に関し、転売先からクレームがなされ、そのクレームは売主の責めに帰すべき事由による場合、売主は、そのクレームの解決につき、買主に協力するとともに買主が損害を受けたときは、直ちに買主に対して当該損害を賠償するものとする。
6. 売主は、本商品の引渡しに關し、遅延又は不能のおそれがあるときは、その旨を直ちに買主に連絡し、買主の指示に従うものとする。売主の引渡遅延又は不能により、買主に損害が発生した場合、売主はその賠償の責めを負うものとする。
7. 本商品に關し特許権・商標権その他知的財産権の侵害等に關し紛争が発生した場合、売主は自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、またこれにより買主が損害を受けたときは、その損害を賠償するものとし、買主に一切迷惑をかけないものとする。
8. 上記の他、売主の責めに帰すべき事由により買主が損害を受けたときは、売主はこれを賠償するものとする。
9. 天災地変・戦争・法令の改廢認定・争議行為・買付先又は輸送機関の事故・その他不可抗力と認められる事由により買主が本契約に基づく売主への債務を履行できない場合、買主は売主に対して債務不履行の責めを負わないものとする。
10. 買主は、弁済期が到来していると否とに拘らず、買主が売主に対して有している債権と相殺できるものとする。
11. 売主が次の各号の一に該当した場合には、買主は売主への催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。なお、買主の売主に対する損害賠償の請求を妨げない。
  - 11.1. 売買代金債務その他買主に対して負担する債務の支払を一回でも怠ったとき。
  - 11.2. 仮差押・差押もしくは競売の申立又は破産、民事再生、もしくは会社更生法手続の申立があつたとき、又は清算に入つたとき、もしくは営業を中止したとき。
  - 11.3. 自らが振出、もしくは引受けた手形又は小切手を一回でも不渡りにしたとき。
  - 11.4. 財産の状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - 11.5. 信用上重大な変化があつたとき。
  - 11.6. 組織上重大な変化があつたとき。
  - 11.7. 解散、合併、事業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき。

12. 本契約が、下請代金支払遅延防止法の適用ある場合において、本契約の一部が当該法律に抵触するときは、本契約の当該部分は、その限りにおいて適用されないものとする。
13. 売主が、下請代金支払遅延等防止法に該当する場合には、以下の支払条件が必ず適用されるものとする。
  - 13.1. 支払期日： 納品日から60日以内
  - 13.2. 支払方法： 売主指定銀行への振込み
14. 売主は、本契約に関することができた個人情報を、買主の承諾を得ることなく、本契約の目的以外に利用し、または第三者（売主が本契約を再委託する場合の当該再委託事業者は除く）に利用させ、もしくは開示、漏洩してはならない。個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・連絡先、その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をさす。
15. 売主は、本契約の全部または一部を第三者に再委託する場合、本特約条項と同様の義務を当該再受託事業者に負担させるものとする。
16. 個人情報に関する事故（個人情報の目的外利用、漏洩、その他の法令違反）が生じた場合は、売主は速やかに買主に報告し、買主の指示のもと、適切な処置を講ずるものとする。
17. 1. 乙は、甲が以下のサイトで規定する労働安全衛生と環境（HSE）に関する基準並びにそれに準ずる国内法を遵守するものとする。但し、サイトのアドレスが変更された場合には、変更されたアドレスに規定される労働安全衛生と環境（HSE）に関する基準が適用されるものとする。  
[www.kodak.com/go/hsesupplier](http://www.kodak.com/go/hsesupplier)
17. 2. 前項に定めるサイトに記載される基準は逐次変更され、変更された基準が記載された時点での別途通知を要することなく、当該変更後の基準が適用されるものとする。
17. 3. 乙は、甲が指定する労働安全衛生と環境（HSE）の基準を満たしている事を証明する為に、第1項に記載されるサイトで指定する申告書（DF 2008）を甲に提出するものとする。
18. 発注書などに本契約と異なる条件を定めた場合、別途合意しない限り、本契約に定める条件が優先するものとする。
19. 上記の各条項に違反して売主が買主に損害を与えた時は、売主は直ちにこれを賠償する。
20. 上記に關し生ずる紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所と定めるものとする。